

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01250

研究課題名(和文)幕藩体制下における刑法文書の相関性と法概念の形成過程

研究課題名(英文)Correlation of criminal law documents and process of formation legal concept in the Shogunate and Domain System

研究代表者

安高 啓明(YASUTAKA, HIROAKI)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(文)・准教授

研究者番号：30548889

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、熊本藩刑法草書が他藩に与えた影響を検討するとともに、徒刑を導入した藩、幕府の人足寄場創設への影響などを検討するものである。刑法草書は、中国明律の影響を受けた刑法典であること、成立・運用後も、明律・清律を参照している実態が確認され、熊本藩法制が幕府はもとより中国法制の影響を受け、これを参照し取り入れた藩にも同様の性格がみられた。また、刑法草書で象徴的な刑罰である徒刑を巡っては、佐賀藩は熊本藩を参考にして導入しているものの、運用に関しては柔軟性のあるものとなっていた。幕府人足寄場への影響も先論で指摘されている通りで、また、幕領長崎でも溜にその性格が見られることが確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

幕藩体制の法概念の前提となる刑法典は、幕府法の範疇にありながら藩独自で立法化されていた。それは、幕府法に傾倒する意向が強いもの、中国法のものに分類することができるが、両者を分断するものではない。熊本藩を事例にみれば両者を取りれつつ運用がなされ法概念が形成されていた。それは徒刑をみても明らかで、これを取り入れた幕府や諸藩にも同様の傾向にあった。しかし近代行刑の先駆的な刑罰とされる徒刑も「仁政」を元にして以上、近世的要素を排除しきれず、運用には課題を残すことになった。こうした歴史的研究による成果を通じて、今後の日本法制のあるべき姿を模索することができる材料を提示することができた。

研究成果の概要(英文)：This research project examines the influence that the Kumamoto Domain's Criminal Code's(KEIHOUSOUSYO) cursive writings had on other domains, as well as the various regions to which it was introduced in relation to penal servitude, and its impact on the establishment of labor camps(NINSOKUYOSEBA) by the shogunate. It has been confirmed that the Criminal Code Cursive was a criminal code influenced by the Chinese Ming Code, and that even after it was established and put into use, it continued to refer to the Chinese Code. The legal system of the Kumamoto domain was influenced by the Chinese legal system as well as that of the shogunate, and the same characteristics were seen in the domains that referred to and adopted it. Although the Saga Domain introduced imprisonment based on the model of the Kumamoto Domain, it was flexible in its implementation. This characteristic can also be seen in the Tokugawa Shogunate's labor camps and the Tokugawa Shogunate's Nagasaki Tamerao.

研究分野：歴史学

キーワード：熊本藩 刑法草書 徒刑 人足寄場 公事方御定書

1. 研究開始当初の背景

熊本藩が宝暦改革の一環として宝暦5(1755)年に制定した「刑法草書」は、中国法(明律・清律)の影響を受けて編纂されており、これまで法制史の分野から研究されてきた。それは、編纂・成立過程や条文構成、明律の採り入れ状況などの精緻な分析がなされ、多くの成果が挙げられている。また、「刑法草書」に規定された近代行刑として評価される徒刑の刑罰的性格についても検証されており、罪人の教誡指導と社会復帰政策の観点からも研究が進められてきている。徒刑は法制上一画期とされる一方で、政治史的、地域社会論的評価も高く、ここには、法制史研究と歴史学研究との架橋となる成果も挙げられている。そこで、近世社会における法概念が、法曹役人はもとより地域社会においてどのように形成されていったのか、熊本藩に限定されることはなく、幕府や諸藩への波及・影響を射程にする研究が必要と感じられる。

また、藩法研究会によって岡山藩や金沢藩、熊本藩などの『藩法集』が刊行されており、法概念を検証するにあたっての基礎的な法制資料は把握されている状況にある。それに加え、近年では新出資料もみられ、これら未翻刻資料を捕捉することで新たな幕藩体制における法秩序を構築することができる。研究代表者は、研究開始以前に、公表されていない資料の情報収集を図っており、一部の自治体・博物館とは調査協力を得ている状況にあった。そこで、未翻刻の法制資料の情報収集と公開を図るとともに、逐次、熊本藩との関係を検証するように心掛けることで、近世における新たな法社会の実態を提示できるものと考えた。法制史研究全体の発展を含めて、資料収集という基礎研究に尽力して取り組むことが必要と考え、調査体制を整えてきた。ここには、研究者だけでなく、一般にも開示できるような研究成果の発信の必要性も感じ、自治体との協力を含めて草の根的な活動を心掛けた。

2. 研究の目的

江戸時代に成立した幕藩体制は、幕府の中央集権的性格を有したものの、藩に対して一定程度の独立・自立性を与えていた。それは、法に注目すると顕著にあらわれており、多くの先行研究でも指摘されているところである。そこで、本研究では、先学で高い評価を受けている熊本藩「刑法草書」を軸に据えた幕藩体制下における法概念を検証することで、近世中期以降、換言すれば近代への過渡期の司法制度の状況を詳らかにすることで、幕藩体制の支配秩序を解明できると考えた。近世初期から幕府と藩の間では武家諸法度を交わしており、基本的に幕府法の傘下に藩法が位置付けられる。特定犯罪(キリシタン・抜荷)や他領他支配者との犯罪については、幕府側に伺う体制が築かれているものの、幕府法に抵触しない範疇で、藩は立法することが可能だった。幕府が藩法の施行細則まで介入しなかったことが、こういう状況を生み、独自性が萌芽したともいえる。つまり、幕府と藩、換言すれば、中央と地方が決して分断されていたものではなく、緊密かつ弛緩的に繋がっていた状況を探究すること目的とした。

熊本大学附属図書館には熊本藩政資料である「永青文庫資料」が寄託管理されており、これまで多くの研究者に利用されてきた。また、近年では藩法研究会によって、法制資料の刊行が進められており、研究環境が整えられつつある。「刑法草書」に附属する法制文書も確認され、これらを一体的に分析することで、熊本藩法制の状況を詳らかにすることができる。そこで永青文庫資料の基礎研究を進めていくとともに、本研究課題では、「刑法草書」の運用状況について中国法を含めながら検証していくことにした。また、熊本藩で実施されていた刑罰の中でも徒刑に注目し、これを導入した近隣藩である佐賀藩、刑法草書の影響を受けて法典が編纂された会津藩、熊本藩法制を参考にして人足寄場を設置した幕府をも対象にして、それぞれの共通点と相違点を探り、幕藩体制下における法概念の形成過程について検討することにした。

3. 研究の方法

熊本大学附属図書館に寄託されている永青文庫資料の再検証を行うため、その基本となる「刑法草書」の分析を再度行なっていく。刑法草書については既に『熊本藩法制史料集』(創文社)から翻刻刊行されており、成立過程についての論考も収められている。これらの成果に驥尾をふしながら、関連資料の調査にあたっていくことにした。同時に明治期に編纂された最後の「刑法草書附例」(旧最高裁判所文書)が国立国会図書館に所蔵されているため、「刑法草書」が宝暦5年に成立して以降の変遷、特に「附例」として載録されているものを検証し、熊本藩刑法方の法概念の変容に迫ることとする。

これを踏まえた上で、「刑法草書」の関連資料にあたり、罪状ごとに纏められている刑事判決録の調査を行なっていく。藩法研究会によって「人命篇」が刊行されているが、特に重要と考えられる「名例」を主な対象にして、刑法草書の運用過程を分析する。「名例」には「刑法草書」はもとより、中国法を参酌した記載、量刑に至る過程も収められており、熊本藩法制の構造、法概念を明らかにすることができる。また、上記の徒刑の運用実態についても記録されており、熊本藩の行刑体制を明らかにすることが可能となる。

他藩への影響について、特に佐賀藩を中心に考えているが、熊本県立図書館（鍋島文庫）に徒刑に関連する資料が確認されている。また、会津藩についても会津市立図書館に刑法典の所蔵を確認しており、それらの条文構成や内容の分析を行っていく。幕府との関連については、人足寄場との視点から国立国会図書館や国立公文書館での調査を実施し、幕領で人足寄場設置の動きがみられた長崎を対象とする。長崎歴史文化博物館に所蔵される長崎奉行所関連文書や長崎代官所文書の資料を調査する。さらに、幕領預所だった天草も射程し、未整理状態にある大庄屋文書の目録編纂・内容調査を通じて、「刑法草書」を通じてみる法概念とその波及状況を総括的に検証していく。

4. 研究成果

熊本藩「刑法草書」の特質について、明治期に編纂された「刑法草書附例」を検証すると、第一に幕末期まで例の収集を行うことで常に更新性を企図する意識があった点が挙げられる。細川重賢による宝暦改革の一環として成立した「刑法草書」は、ある種、神聖化されたものであった。原文を改正するのではなく、「附例」によって法文解釈の補論にしたり、先例との修正を図っていることがわかった。享保改革で徳川吉宗が制定した公事方御定書との性格の共通性がみられ、これは、幕藩体制の政治的基本姿勢とも評価できる。絶対的法典が成立した一方で、判例集を編纂する動きは、幕府と藩の双方向から確認することができた。ここには明君論を背景にしていることもあり、近世中期以降、藩祖に系譜がみられる顕彰的位置付けが法概念にも影響を与えていたと結論付けることができる。

第二に、「刑法草書」に補足される「附例」は、刑事判決録の「名例」とも関連していることがある。「名例」は全7巻からなるものだが、ここから第一義的に扱われるものが「刑法草書附例」での採録に至っている。そのため両者は一体不可分の文書と位置付けることができ、「名例」も慶応2（1866）年まで編纂されていることもその証左となる。「刑法草書」が一般に公告される法典ではなく、法曹法として取り扱われていたように、「名例」も司法部局である刑法方実務書・法的根拠として編纂されていた。それを示すように、他の刑事判決録との相関性も確認することができ、熊本藩法制の実態を詳らかにすることができた。

「刑法草書」が他藩へ影響を与えた背景には、当時の知識人たちへの閲覧を認めたことにある。後に非公開とするものの、当初の熊本藩の方針が他藩への法概念の向上に与したのである。中国法の研究を組織的に行っていた熊本藩は、当時の集大成として「刑法草書」を成立させた。その事情を知った他藩の役人たちは、積極的に熊本藩の要人に接近し、自藩法制への参考にするべく、入手する行動様式がみられた。その代表的な藩として佐賀藩と会津藩を対象にしたが、会津藩の「刑則」は「刑法草書」に類似した条文が散見された。また、佐賀藩については徒刑の運用状況から検証したが、熊本藩よりも刑期が長く、細分化されている状況がわかった。運用に汎用性も確認され、熊本藩をモデルケースとしながらも自藩で特異性を創出している。また、熊本藩刑法草書を入手し、参考にしていることは自明であるものの、佐賀藩では中国法に倣ったことが明記されるなど、藩としての矜持もみることができた。

江戸時代に主流の刑罰であった追放刑にかわるものとして徒刑が導入されてきた。これには、幕府の追放刑制限令も背景にあったが、熊本藩ではいち早く徒刑を法制化した。しかし、徒刑は自藩の領民のみを対象としており、他藩の者や無宿には適用されることはなかった。また、女性や被差別民にも適用をみないなど、画一的なものとして導入されていない。そこには、「仁政」をもとに導入されたため、村落の正規構成員（＝百姓）への教誨的刑罰だったのである。これは、他藩でも同様の傾向がみられるが、一線を画すものが幕府の導入した人足寄場になるだろう。人足寄場では、無宿者を中心に収容し、手業修得のためのプログラムが実施されている。これは、江戸と熊本、ひいては幕府と藩との政治的相違により生まれた刑罰観であろう。他領者が流入する江戸の社会的事情を反映されたものとして人足寄場を評価できる。

また遠国直轄領である長崎には人足寄場に相当する「溜牢」が享保期から創設されている。ここには、無罪かつ無宿の者を収容し、手業修練の場とされていたが、幕府の人足寄場、熊本藩の徒刑よりも先駆けて設置されている。長崎では後に人足寄場構想が持ち上がるが、その前衛的な刑罰といえる。厳刑から寛刑という幕府の刑罰観の変容がみられるなか、可罰性よりも教誨に重きを置かれるようになっていく。そうしたなか、前述した徒刑をはじめ、人足寄場、長崎の溜牢が機能することになったのである。そのための法制化を幕府や藩は独自で行ない、双方に影響を受けながら確立していったのである。

以上のように、幕府の刑罰観の変容が藩への法制に影響を与えており、試行錯誤しながら法運用されていた。そのための関連文書の作成は、文書主義に基づいたものであり、幕府や藩の双方に官僚化した状況が見出せる。裁きの近代化は、近世期に成熟した官僚主義が下支えしており、熊本藩を事例にみても明らかであった。近世の幕藩体制は個別・分離された状況ではなく、相互補完的な関係にあったことが明らかになった。本研究課題では、徒刑を主たる対象として分析したが、幕府が教誨に軸足を置くスタンスは、他の刑罰への波及もみられることは容易に予想できる。そのひとつに流罪が挙げられ、今後の研究課題として取り上げていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 6件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安高啓明	4. 巻 38
2. 論文標題 幕領天草における郡中裁量－身柄拘束と内済慣行の視点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 潮騒	6. 最初と最後の頁 34-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明	4. 巻 80
2. 論文標題 近世天草における司法構造と調整機能－長崎奉行と大庄屋の司法的役割を通じて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 汲古	6. 最初と最後の頁 14-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明	4. 巻 6
2. 論文標題 天保期における長崎代官預所天草の支配形態と司法手続き	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 長崎市長崎学研究所『長崎学』	6. 最初と最後の頁 49-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明	4. 巻 1
2. 論文標題 江戸時代の禁教と潜伏キリシタン	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戦国のキリシタン	6. 最初と最後の頁 108-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明	4. 巻 78
2. 論文標題 「倉庫堅完破」条の運用と量定基準 熊本藩『刑法草書』の分析を通じて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 汲古	6. 最初と最後の頁 7-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明・山下葵	4. 巻 24
2. 論文標題 熊本藩における女性の「盗賊」の定義と法運用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明・長屋佳歩	4. 巻 9
2. 論文標題 史料紹介『除墨帳』(2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西南学院大学博物館紀要	6. 最初と最後の頁 60-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明・長屋佳歩	4. 巻 23
2. 論文標題 熊本藩における入墨者の社会復帰制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 102-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明	4. 巻 100
2. 論文標題 刑法草書の運用と罪状認定過程－盗賊・倉庫堅完を事例に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊本史学	6. 最初と最後の頁 75-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安高啓明・長屋佳歩	4. 巻 8
2. 論文標題 史料紹介「除墨帳(1)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西南学院大学博物館研究紀要	6. 最初と最後の頁 89-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 安高啓明
2. 発表標題 江戸時代中期における長崎奉行所の司法管轄の変容 他領他支配者の処分と預地の支配
3. 学会等名 比較国制史研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 安高啓明	4. 発行年 2023年
2. 出版社 雄山閣	5. 総ページ数 2023
3. 書名 長崎と天草の潜伏キリシタン	

1. 著者名 安高啓明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 上天草市	5. 総ページ数 531
3. 書名 上天草市史 姫戸町・龍ヶ岳町編4 近世天草の支配体制と郡中社会	

1. 著者名 安高啓明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 柊風舎	5. 総ページ数 421
3. 書名 潜伏キリシタンを知る事典	

1. 著者名 安高啓明	4. 発行年 2019年
2. 出版社 柊風舎	5. 総ページ数 417
3. 書名 長崎出島事典	

1. 著者名 藩法研究会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 汲古書院	5. 総ページ数 312
3. 書名 幕藩法の諸相	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------